官　庁　報　告

官　庁　事　項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の十三第一項の規定に基づき、同項に規定する信用情報提供等業務を行う者として、次の事業者を指定したので、同法第四十一条の十三第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年三月十七日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

商号	主たる営業所の所在地	指定日
株式会社シー・アイ・シー	東京都新宿区西新宿一丁目23番7号	平成二十二年三月十一日
株式会社日本信用情報機構	東京都千代田区神田多町二丁目1番地	平成二十二年三月十一日

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、東日本ＮＴＴ関連合同労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成22年３月18日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 22 年３月 17 日

厚生労働大臣　長妻　　昭

別表

茨城県	株式会社ＮＴＴ東日本―茨城
埼玉県	東日本電信電話株式会社
千葉県	東日本電信電話株式会社、株式会社ＮＴＴ東日本―千葉
東京都	東日本電信電話株式会社、ＮＴＴコミュニケーションズ株式会社、株式会社ＮＴＴ東日本―東京北
神奈川県	東日本電信電話株式会社
山梨県	株式会社ＮＴＴ東日本―山梨

公　　告

公害等調整委員会公示第１号

亀山市西部森林地域及び関宿周辺地域関係鉱区禁止地域指定請求に関する公聴会

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第二十三条第二項の規定により、鉱区禁止地域指定請求についての公聴会を開催するので、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則（昭和二十六年土地調整委員会規則第二号）第二条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十二年三月十七日

公害等調整委員会委員長　大内　捷司

一　事案の要旨　三重県知事の請求に係る亀山市西部森林地域及び関宿周辺地域関係鉱区禁止地域指定請求（平成二〇年五月二日公害等調整委員会公示第１号参照）

二　期日　平成二二年五月二〇日（木）午後１時

三　場所　三重県亀山市関町木崎九一九一　亀山市関支所内　公害等調整委員会公聴会場

四　その他

１　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則第三条第１項の規定により、その氏名、職業、住所及びその述べようとする意見の要旨を記載した文書を、平成二二年四月九日までに、東京都千代田区霞が関三丁目１番１号中央合同庁舎第四号館内公害等調整委員会に提出されたい。

２　出席者については、申し出た者及びその他の者のうちから公害等調整委員会が選定し、その旨本人に通知する。

公　　告

諸　事　項

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第６項の規定により届出のあった事項について、同条第９項に基づき次のとおり公告する。

平成 22 年３月 17 日

金融庁長官　三國谷勝範

１　所在地の変更のあった者

名称　有限会社ペナン

変更後の所在地　東京都千代田区丸の内３丁目１番１号

２　名称の変更のあった者

⑴　変更前の名称　ＣＳＫファイナンス株式会社

変更後の名称　ゲン・キャピタル株式会社

⑵　変更前の名称　大和証券エスエムビーシーヨーロッパリミテッド

変更後の名称　大和証券キャピタル・マーケッツヨーロッパリミテッド

⑶　変更前の名称　大和証券エスエムビーシー香港リミテッド

変更後の名称　大和証券キャピタル・マーケッツ香港リミテッド

⑷　変更前の名称　大和証券エスエムビーシーシンガポールリミテッド

変更後の名称　大和証券キャピタル・マーケッツシンガポールリミテッド

⑸　変更前の名称　大和証券エスエムビーシーオーストラリアリミテッド

変更後の名称　大和証券キャピタル・マーケッツオーストラリアリミテッド

⑹　変更前の名称　大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社

変更後の名称　大和ＰＩパートナーズ株式会社

⑺　変更前の名称　株式会社大和インベストメント・マネジメント２号

変更後の名称　大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社

⑻　変更前の名称　有限会社ネフライトエクイティ

変更後の名称　合同会社ネフライトエクイティ

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社八坂投資情報サービス

２．住所　京都府宇治市南陵町二丁目１番地の13

３．代表者の氏名　沖佐々木徹

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

５．上記の者（登録番号近畿財務局長（金商）第309号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年９月17日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて近畿財務局理財部証券監督課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 22 年３月 17 日

近畿財務局長　森川　卓也

証 票 無 効

○　国税収納官吏章

平成21年７月22日交付　第21―６号

郡山税務署　財務事務官　八鍬　啓二　名義分

平成22年２月５日亡失

上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。

平成 22 年３月 17 日　　国　税　庁